

ご利用中のお客様へ

当 J A は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容等、重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実ではない情報を提供する等、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

ペイオフに関するご案内

平成 17 年 4 月ペイオフ全面解禁 J Aバンクは安心をご提供いたします

「決済用預金」のご案内

ペイオフ全面解禁とは

平成 17 年 4 月からペイオフが全面解禁されました。平成 17 年 4 月以降は、保険の対象となる預貯金のうち「決済用預金」（「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たす保険）に該当するものは全面保護となり、それ以外の預貯金については、1 J Aごとに貯金者 1 人当たり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。当座預金を除き、1,000 万円を超える預金は「決済預金」へ移すことにより、全面保護されます。

「決済用貯金」の 3 条件

- 要求払いであること（いつでも払出しが可能であり、拘束性が無いこと）
- 通常必要な決済サービスを提供できること（口座振替、各種代金引き落としの対象口座になりうること）
- 金利を付さないこと（無利息）

JA バンクからのご案内

JA バンクは、より安全な金融機関として皆様に安心してご利用いただくために「JA バンクセーフティネット」がありますが、貯金の全面保護をご希望されるお客様のニーズに応えるため、「決済用貯金」として「普通貯金無利息型（決済用）」と「総合口座（普通貯金無利息型）」をご用意しております。また、お客様のご希望により、現在お持ちになられている普通貯金（付利型）や総合口座から、「普通貯金無利息型（決済用）」や「総合口座（普通貯金無利息型）」に切替することも可能です。平成 17 年 4 月 1 日（金）から取り扱いを開始しております。ご希望のお客様は、お近くの JA までお申し出ください。

貯金保護制度で保護される貯金等の限度額（貯金保険機構 HP より）

		期間/平成 17 年 3 月まで	期間/平成 17 年 4 月～
対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金※1 (利息のつかない等の条件を満たす貯金) 全額保護	全額保護
		決済用貯金以外の貯金	合算して元本 1,000 万円までとその利息※2 を保護。元本 1,000 万円を超える部分とその利息等は、破綻した農林水産協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。
対象貯金等	定期貯金、定期積金、農林債権（リツノーワイド、財形リツノー、財形住宅リツノー、財形年金ワイドの保護預り専用商品）等	合算して元本 1,000 万円までとその利息※2 を保護。元本 1,000 万円を超える部分とその利息等は、破綻した農林水産協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。	合算して元本 1,000 万円までとその利息※2 を保護。元本 1,000 万円を超える部分とその利息等は、破綻した農林水産協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債権（フリノー、リツノーの保護預専用商品以外の商品）等	保護対象外破綻した農林水産協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。	

※1 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすものです。

※2 定期積金の給付補てん金も利息と同様、保護されます。

当 J A をご利用のお客様へ

通帳・ご印鑑・キャッシュカードの盗難にご注意

- 通帳やご印鑑はもちろんのこと、キャッシュカードやご本人であることを示す各種資料（転免許証・パスポート等）につきましても、別々にかつ厳重に保管してください。

- 万一、通帳、ご印鑑、キャッシュカードのいずれか1つでも紛失された場合は、ただちに当JAにご連絡ください。

キャッシュカードが偽造され、引き出される被害が拡大しています

- キャッシュカードの磁気データをコピーした（いわゆる「スキミング」）偽造カードを利用して、貯金等が引出されたと思われる事件による被害が、全国的に拡大しています。このような被害に遭わないために、キャッシュカードの管理には十分ご注意ください。
- キャッシュカードを入れた財布等を、長時間手元から離すことがないようにしてください。
- 空き巣や車上盗難に遭った際は、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があります。空き巣や車上盗難に遭った場合には、念のため、当JAまでご連絡ください。

キャッシュカードや暗証番号の取り扱いにご注意

- 暗証番号には他人から推測されやすい、例えば、生年月日、電話番号、車のナンバー等の番号のご利用はお避けください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。
- キャッシュカードの暗証番号は、キャッシュカードのみでご利用されることをお勧めします。
- ATMによる貯金の引出し等の際に、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られないようご注意ください。
- 当JAの職員、警察官等が店舗外や電話等で暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な場合には、ただちに当JAまでご照会ください。

不正な振込請求(振り込め詐欺)にご注意

- ヤミ金融業者等による法外、強引な返済請求や、身に覚えのない請求があった場合には、安易に振込み等を行わないようご注意ください。
- 「オレだけど・・・」等と孫や親戚を装い、交通事故の示談金や借金返済等が必要であると装って、現金の振込みを要求する、いわゆる「オレオレ詐欺」の被害が拡大しています。
- 不審に思われるような場合は、最寄りの警察、財務局、都道府県の相談窓口等にご相談ください。

スリやひったくりなどにご注意

- 引出し、預入れの際の現金やキャッシュカードを狙ったスリやひったくり等にご注意ください。
- 犯人は、「お金が落ちている」「洋服が汚れている」等と話しかけてお客様の気をそらせ、現金や、ATMの挿入口にあるキャッシュカードを盗んだり、尾行や待ち伏せをする等して犯行におよんでいます。
- 現金の持ち歩きには十分注意し、被害に遭ったときは、大声で近くの人に助けを求めると、すぐに110番しましょう。
- キャッシュカードを盗まれた場合にも、当JAに連絡するだけでなく、すぐに110番しましょう。

本人確認にご協力ください

- 当 J A では、口座開設などにあたり、法律の定めに基づいたご本人様の確認をさせていただいておりますが、盗難通帳・偽造印鑑等により、お客様の大切な財産が不正に引出されることや、口座の不正利用を防止するために、貯金の払戻し時等に改めてご本人様と確認できる確認書類の提示を求めることやご利用目的をお伺いすることがありますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

口座の売買はできません

- 貯金規定に違反する場合には、口座のご利用の停止や解約させていただく場合もございます。